

公 告

指定保税地域の追加指定に関する公聴会について

長崎港小ヶ倉柳埠頭地区指定保税地域の追加指定について、下記のとおり公聴会を開催するため、関税法施行令第 31 条第 1 項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 8 月 26 日

長崎税関長 渡邊 智義

記

- 1 開催日時
令和 8 年 10 月 13 日（火） 11 時 00 分から 11 時 30 分まで
- 2 開催場所
長崎市出島町 1 番 36 号
長崎税関本関共用会議室（3 階）
- 3 追加指定を行おうとする土地

名 称	小ヶ倉柳埠頭野積場
所在地	長崎市小ヶ倉町 3 丁目 76 番 176、76 番 178、76 番 182、76 番 183、 76 番 192、76 番 195、76 番 198、76 番 199
所有者	長崎県
管理者	長崎県
面 積	21,467.31 平方メートル

(追加指定する土地)

長崎市小ヶ倉町三丁目 76 番 165 地先にある小ヶ倉柳埠頭北端北緯 32 度 42 分 08 秒、東経 129 度 50 分 42 秒の地点を起点とし、同地点から 178 度 49 分 36 秒の方向へ引いた線上 294.996mの地点を①点とし、同地点から 112 度 42 分 35 秒の方向へ引いた線上 122.827m地点を②点とし、同地点から 180 度 31 分 19 秒の方向へ引いた線上 92.000mの地点を③点とし、同地点から 270 度 31 分 17 秒の方向へ引いた線上 40.001mの地点を④点とし、同地点から 197 度 13 分 00 秒の方向へ引いた線上 68.138mの地点を⑤点とし、同地点から 319 度 32 分 24 秒の方向に引いた線上 18.074mの地点を⑥点とし、同地点から 229 度 32 分 24 秒の方向へ引いた線上 11.405mの地点を⑦点とし、同地点から 319 度 32 分 24 秒の方向へ引いた線上 104.834m地点を⑧点とし、同地点から 323 度 19 分 43 秒の方向へ引いた線上 5.999mの地点を⑨点とし、同地点から 330 度 52 分 05 秒の方向へ引いた線上 6.121mの地点を⑩点とし、同地点から 338 度 27 分 46 秒の方向へ引いた線上 5.878mの地点を⑪点とし、同地点から 346 度 13 分 48 秒の方向へ引いた線上 5.999mの地点を⑫点とし、同地点から 352 度 38 分 50 秒の方向へ引いた線上 5.556m地点を⑬点とし、同地点から 0 度 32 分 58 秒の方向へ引いた線上 6.151mの地点を⑭点とし、同地点から 8 度 00 分 13 秒の方向へ引いた線上 6.090mの地点を⑮点とし、同地点から 15 度 21 分 48 秒の方向へ引いた線上 7.247mの地点を⑯点とし、同地点から 16 度 31 分 55 秒の方向へ引いた線上 67.001mの地点を⑰点とし、同地点から 331 度 32 分 08 秒の方向へ引いた線上 4.075mの地点を⑱点とし、同地点から 16 度 31 分 50 秒の方向へ引いた線上 11.619mの地点を⑲点とし、同地点から①点を結ぶ直線で囲まれた 21,467.31 平方メートルの土地